



平成 28 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ク マ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 隆 昭  
( コード番号 6 0 1 3 東証第 1 部 )  
問 合 せ 先 コーポレート・サービス本部長 後藤 正史  
電 話 番 号 0 6 - 6 4 8 3 - 2 6 0 9

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月開催予定の当社第 112 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成 27 年 11 月 25 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、平成 28 年 6 月に開催予定の当社第 112 期定時株主総会において承認されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨を新設するとともに、改正会社法により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことから、当該契約の対象者を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に変更するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 平成 28 年 6 月下旬（予定）

以上

【別紙】

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任し、この選任には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第 22 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条～第 29 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 25 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条～第 30 条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任し、この選任には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会  日より 3 日前までに発するものとする。ただ  し、緊急を要するときはこの期間を短縮する  ことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある  場合のほかは監査役の過半数をもって行な  う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u>  <u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款  に定めるもののほかは監査役会において定  める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u>  <u>第 38 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に  より、社外監査役との間に、当会社に対する  損害賠償責任に関する契約を締結すること  ができる。ただし、当該契約に基づく責任の  限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)  (新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u>  <u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等  委員の中から常勤の監査等委員を選定する  ことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に  対し、会日より 3 日前までに発するものとす  る。ただし、緊急を要するときはこの期間を  短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>           <p>第6章 計算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>           <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほかは監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p>

以上